

○宇都宮市営駐車場条例施行規則

昭和 46 年 3 月 25 日

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇都宮市営駐車場条例(昭和 46 年条例第 9 号。以下「条例」という。)第 18 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 3 規則 6・全改, 平 17 規則 65・平 20 規則 64・一部改正)

(駐車券)

第 2 条 市営駐車場を利用する者(宇都宮市営大谷駐車場, 宇都宮市営多気山駐車場及び宇都宮市営古賀志山南登山道駐車場を利用する者並びに条例第 9 条第 1 項に規定する自動車を駐車させる者を除く。)は、入車の際に駐車券の交付を受け、出車の際にその駐車券を提出しなければならない。ただし、市営駐車場使用の承認を受けたバス及びタクシーについては、この限りでない。

(昭 51 規則 38・昭 58 規則 13・昭 59 規則 53・昭 63 規則 42・平 3 規則 6・平 16 規則 6・一部改正)

(指定駐車証)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項に規定する市長の指定する駐車証は、宇都宮中心商店街連合会(以下「連合会」という。)が発行する駐車証(連合会が利用者に代わり券面相当額の駐車料金を納付することを確約した証票をいう。以下「指定駐車証」という。)とする。

2 宇都宮市営中央駐車場及び宇都宮市営相生駐車場の利用者は、指定駐車証の引渡しをもつて当該券面相当額の駐車料金の納付に替えることができる。

3 前項の規定により引渡しを受けた指定駐車証の券面相当額の駐車料金は、連合会が市長の指定する期日までに納付しなければならない。

(平 4 規則 44・追加, 平 9 規則 42・一部改正)

(押印がなされた駐車券を提出した場合における駐車料金の納付方法)

第 4 条 宇都宮市営駅西駐車場, 宇都宮市営中央駐車場及び宇都宮市営相生駐車場の利用者は、市長の指定する押印がなされた駐車券を提出した場合にあつては、当該駐車券の提出をもつて当該駐車券に記載された時間までに係る駐車料金の納付に替えることができる。

2 前項の時間までに係る駐車料金は、市長の指定する押印をした者が市長の指定する期日までに納付しなければならない。

3 第 1 項の時間を超えた場合の当該超過分の駐車料金は、同項の利用者が駐車場から出車する際に納付しなければならない。

(平 11 規則 58・追加, 平 16 規則 35・平 17 規則 7・平 20 規則 10・一部改正)

(バス等に係る駐車料金の納付方法)

第 5 条 条例第 4 条第 2 項に規定する駐車場使用の承認を受けたバス及びタクシーに係る駐車料金の納付方法は、当該承認を受けた期間分の一括納付とする。

(平 4 規則 44・追加, 平 11 規則 58・旧第 4 条繰下)

(回数券の発行等)

第 6 条 市長は, 条例第 5 条第 4 項の規定により, 宇都宮市営駅西駐車場, 宇都宮市営中央駐車場及び宇都宮市営相生駐車場において, 次の回数券を発行するものとする。

種類	券面額の総額	料金
100 円券 36 枚つづり	3,600 円	3,000 円
600 円券 60 枚つづり	36,000 円	30,000 円

2 前項の回数券の有効期間は, 発行の日から 1 年を経過した日の属する月の末日までとする。

3 市長は, 1 回の回数券の購入に当たり券面額の総額が 36 万円を超えて回数券を購入しようとする者に対し, 条例第 5 条第 2 項に定める範囲の限度まで回数券の料金を減額することができる。

(昭 59 規則 34・追加, 平 3 規則 6・平 3 規則 46・一部改正, 平 4 規則 44・旧第 2 条の 2 繰下, 平 9 規則 42・平 11 規則 4・一部改正, 平 11 規則 58・旧第 5 条繰下・一部改正, 平 16 規則 10・平 16 規則 35・平 17 規則 7・平 20 規則 10・一部改正)

(駐車料金の減免)

第 7 条 条例第 9 条第 2 項の規定による, 駐車料金の減免を受けようとする者は, 駐車料金減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は, 前項の申請を承認したときは, 駐車料金減免決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(平 3 規則 6・全改, 平 4 規則 44・旧第 3 条繰下, 平 11 規則 58・旧第 6 条繰下・一部改正, 平 16 規則 10・一部改正)

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第 8 条 条例第 12 条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合における第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定の適用については, これらの規定中「市長」とあるのは, 「指定管理者」とする。

2 条例第 15 条第 2 項の規定により指定管理者が回数券について別に金額を定めるときは, 第 6 条の規定は, 適用しない。

(平 20 規則 64・追加)

(入庫及び出庫の制限)

第 9 条 別表第 3 備考に規定する規則で定める時間は, 午前零時から午前 9 時までとする。

(平 20 規則 64・追加)

(様式)

第 10 条 この規則に規定する駐車券等の様式は, 別に定める。

(平 3 規則 6・追加, 平 4 規則 44・旧第 5 条繰下, 平 11 規則 58・旧第 8 条繰下, 平 17 規

則 65・旧第 9 条繰上, 平 20 規則 64・旧第 8 条繰下)

(補則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は, 別に定める。

(平 3 規則 6・追加, 平 4 規則 44・旧第 6 条繰下, 平 11 規則 58・旧第 9 条繰下, 平 17 規則 65・旧第 10 条繰上, 平 20 規則 64・旧第 9 条繰下)

附 則

1 この規則は, 昭和 46 年 4 月 6 日から施行する。

2 宇都宮市営塙田駐車場条例施行規則(昭和 43 年規則第 44 号)は, 廃止する。

附 則(昭和 50 年 3 月 24 日規則第 5 号)

この規則は, 公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 3 月 31 日規則第 38 号)

この規則は, 公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 3 月 24 日規則第 10 号)

この規則は, 宇都宮市営駐車場設置, 管理及び使用料条例の一部を改正する条例(昭和 56 年条例第 18 号)の施行の日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 23 日規則第 13 号)

この規則は, 昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 12 月 23 日規則第 53 号)

この規則は, 宇都宮市営駐車場設置, 管理及び使用料条例の一部を改正する条例(昭和 58 年条例第 33 号)の施行の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 6 月 27 日規則第 34 号)

この規則は, 昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 9 月 20 日規則第 53 号)

この規則は, 公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 9 月 21 日規則第 42 号)

この規則は, 宇都宮市営駐車場設置, 管理及び使用料条例の一部を改正する条例(昭和 63 年条例第 33 号)の施行の日から施行する。

附 則(平成 3 年 3 月 16 日規則第 6 号)

この規則は, 平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 12 月 20 日規則第 46 号)抄

1 この規則は, 平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 6 月 23 日規則第 44 号)

この規則は, 平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 9 月 28 日規則第 32 号)

この規則は, 平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 9 月 29 日規則第 42 号)

この規則は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 23 日規則第 4 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 12 月 17 日規則第 58 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 25 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 25 日規則第 10 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 8 月 31 日規則第 35 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の第 6 条の規定により発行されている回数駐車券は、当分の間、改正後の第 6 条の規定により発行される回数駐車券とみなし、宇都宮市営駅西第 1 駐車場及び宇都宮駅西第 2 駐車場の利用に使用することができる。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日規則第 7 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 3 月 26 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の第 6 条の規定により発行されている回数駐車券は、当分の間、改正後の第 6 条の規定により発行される回数駐車券とみなし、宇都宮市営駅西駐車場の利用に使用することができる。

附 則(平成 17 年 6 月 24 日規則第 65 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 25 日規則第 10 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第 2 項の規定は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

(平 20 規則 50・一部改正)

附 則(平成 20 年 9 月 25 日規則第 50 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 25 日規則第 64 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。